

# 東京都北区工事等競争入札参加者指名基準

平成20年3月31日

副 区 長 専 決

## 1. 総 則

東京都北区（以下「区」という。）が発注する工事又は製造その他の請負契約（以下「工事等」という。）に係る競争入札に参加させようとするものの指名について、東京都北区契約事務規則（昭和39年3月東京都北区規則第4号）第35条及び第35条の2の定めるところにより、入札参加者の指名のために必要な事項は、別に定めるもののほか、この基準に定めるところによる。

## 2. 指名基準

- (1) 東京都北区工事等競争入札発注基準（以下「発注基準」という。）（平成20年3月31日副区長専決）5の（2）に定める発注区分に基づき該当する共同格付を持つものから指名する。ただし、工事等の規模内容等により、下位の共同格付に属する資格者で工事成績が特に優秀なものを指名することができる。
- (2) 特別な技術を要する工事等に係る契約については、上記（1）の規定によらないで指名競争入札に参加する者を指名することができる。

## 3. 優先的な指名

契約担当者は、発注基準に定める次の各号に掲げる者の受注の機会を確保し、その育成を図るため指名に当たり当該各号の順序により、他の者に優先して指名することができる。ただし、区の確認において区内の営業実態が認められない者を除く。

- (1) 区内本店業者
- (2) 準区内業者
- (3) 区内支店業者

## 4. 指名に当たっての確認事項

契約担当者は、次に掲げる事項を確認し、指名する入札参加者としての妥当性について判断するものとする。

### (1) 工事成績

東京都北区工事成績評定実施要領（20北総契第1233号。以下「工事

成績要領」という。) 第5条に規定する、優良工事の受注者の優遇措置に該当する者

(2) 北区への貢献度

- ①区との間で、災害時の応援協定等を締結している者
- ②区の施策又は地域社会への貢献が認められる者

(3) 不誠実な行為の有無その他信用状態

- ①工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置請求に受注者が従わないこと等請負契約の履行が不誠実であること。
- ②一括下請、下請代金の支払遅延等受注者の下請契約関係が不適切であることが判明したこと。
- ③手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であること。
- ④工事成績要領に基づく工事成績の総評定点が59点以下であること。
- ⑤他自治体における事故、トラブルの発生が認められたこと。
- ⑥その他指名から除外するに値する不誠実な行為

(4) 手持工事の状況

工事の手持ち状況からみて当該工事を施工する能力があるかどうかを総合的に勘案すること。

(5) 当該工事の施工についての技術的適性

- ①当該工事の施工に必要な施工管理、品質管理等の技術的水準と同程度と認められる技術的水準の工事の施工実績があること。
- ②発注予定工事種別に応じ、当該工事を施工するに足りる有資格技術職員が確保できると認められること。

(6) 競争入札等参加停止基準

- ①東京都北区競争入札等指名停止基準に基づく指名停止状況
- ②当該年度を含む過去3年間の他自治体等における指名停止措置状況

(7) 障害者の雇用促進への貢献度

付 則

この基準は、平成20年度契約案件から適用するものとする。ただし、20年度準備契約案件を除く。

付 則 (20北総契第2192号 平成21年3月31日副区長決裁)

この基準は、平成21年4月1日から適用する。

付 則 (4北総契第2474号 令和5年2月13日副区長専決)

この基準は、令和5年4月1日から施行する。